

第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 3 月
秋田労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい.....	1
(1) 計画が目指す社会.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 計画の目標.....	2
ア アウトプット指標.....	2
イ アウトカム指標.....	4
(4) 計画の評価と見直し.....	6
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性.....	6
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性.....	6
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性.....	7
ア 死傷災害の発生状況.....	7
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	9
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	12
ア メンタルヘルス対策関連.....	12
イ 過重労働防止対策関係.....	13
ウ 産業保健活動関係.....	13
(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	14
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性.....	14
3 計画の重点事項.....	15
4 重点事項ごとの具体的取組.....	16
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	16
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備.....	16
イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知.....	17
ウ 労働安全衛生における DX の推進.....	18
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進.....	18
(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進.....	20
(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進.....	20
(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進.....	21

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	21
ア 陸上貨物運送業対策	21
イ 建設業対策	22
ウ 製造業対策	24
エ 林業対策.....	25
(7) 労働者の健康確保対策の推進	26
ア メンタルヘルス対策	26
イ 過重労働対策	26
ウ 産業保健活動の推進	28
(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進.....	28
ア 化学物質による健康障害防止対策.....	28
イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策.....	29
ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策.....	30
エ 電離放射線による健康障害防止対策	31

第 14 次労働災害防止計画 秋田労働局

はじめに

秋田県における労働災害は、長期的には減少しているものの近年は増減を繰り返しており、第 13 次労働災害防止計画期間（2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度））の休業 4 日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）は年間 1,000 人を上回る状況が続いている。

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958 年に第 1 次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで 13 次にわたり策定してきた。

この間、秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善したが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は減少してきているものの、2022 年（令和 4 年）は増加し、死傷者数に至っては、新型コロナウイルス感染症による増加を考慮しても高水準で推移している。また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い 60 歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっているほか、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023 年度を初年度として、5 年間にわたり秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第 14 次労働災害防止計画」を、ここに策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、就業形態の変化や価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

（2）計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・小売業及び社会福祉施設の事業場（労働者10人以上）に対する転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・小売業及び社会福祉施設の事業場（労働者10人以上）における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・社会福祉施設の事業場（労働者10人以上）における介護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する労働者50人以上の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の周知割合を2027年までに50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207号第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場(労働者20人以上)の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・50人未満の小規模事業場のうち、労働者40~49人の事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・必要な産業保健サービス(健康診断結果に基づく保健指導、健康診断で所見が認められた者等に対する指導等)を提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示、安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有

害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場（製造業）の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

- ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場（製造業）の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場（製造業）の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場（建設業）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含めアウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

令和4年速報値（令和5年1月末）被災年齢別、転倒災害、年千人率及び比率（労働者死傷病報告）

年齢別	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
男性	0.00	0.37	0.18	0.48	0.86	0.80
女性	0.00	0.26	0.37	0.75	1.05	1.67
合計	0.00	0.33	0.28	0.62	0.97	1.18

- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。

（令和4年速報値（令和5年1月末）における転倒災害の平均休業日数が37.8日）

発生年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年速報値
平均休業日数	38.4	39.0	39.8	41.7	37.9
（転倒災害死傷者数）	321	270	281	346	361
（総休業日数）	12329	10531	11185	14428	13695

注：転倒災害死傷者数は労働者死傷病報告

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。（令和4年（速報値）の年千人率0.31）

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

発生年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年速報値
年千人率	2.54	2.18	2.39	2.72	4.73
(60 歳以上死傷者数)注	357	307	336	382	664 (男 317、女 347)

注：60 歳以上死傷者数は労働者死傷病報告

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに全体平均以下（全産業における令和 4 年（速報値）の年千人率 5.98）とする。

発生年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年速報値
外国人国籍被災者数	0	1	7	10	11
外国人労働者数	1953	2203	2402	2233	2498
年千人率	0.00	0.45	2.91	4.47	4.40

注：外国人労働者数は令和 4 年「外国人雇用状況」集計結果

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・建設業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。
- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・林業における死亡者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
- ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、2023 年から 2027 年までの 5 年間で、5%以上減少させる。

発生年	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年速報値 (2022 年)	合計
件数	7	4	6	6	4	27

- ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率^{*}を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

発生年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	合計
件数	1	0	0	0	0	1
発生年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年速報値	合計
件数	0	1	0	0	1	2

(第 13 次労働災害防止計画期間における増加率 100%)

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少する。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

(4) 計画の評価と見直し

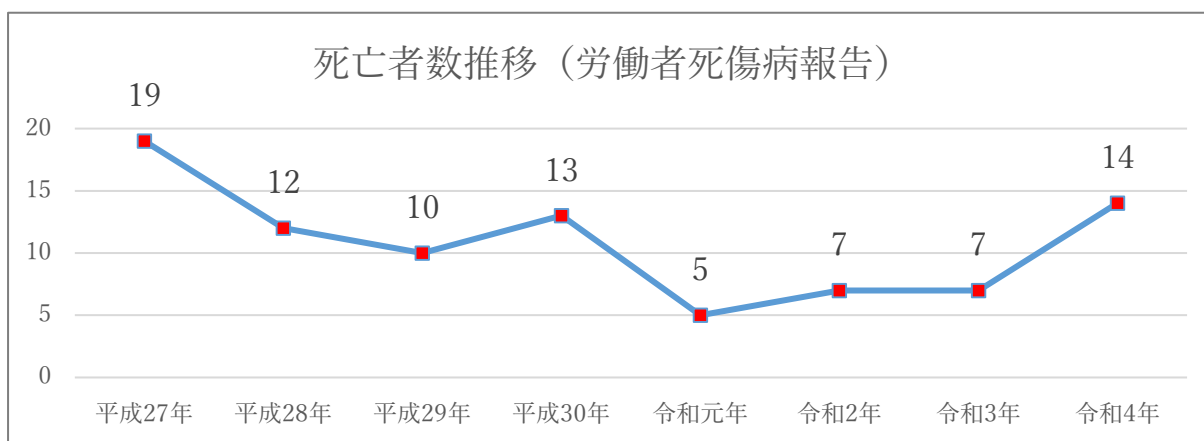
計画に基づく取組が着実に実施されるよう、定期的に計画の実施状況の確認及び評価を行う。

なお、計画の評価に当たっては、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

死亡災害については、死亡者数が平成 27 年に 19 人となった後減少傾向にあり、令和元年には統計上最少となる 5 人となったものの、その後増加に転じ、令和 4 年の死亡者数は、14 人となった。内訳として建設業が 8 人と最も多く、次いで製造業と林業が 2 人ずつ発生し、商業と清掃・と畜業で 1 人ずつ発生している。事故の型別に見ると、「交通事故（道路）」の 4 人が最も多く、次いで、高所等からの「墜落・転落」が 3 人と機械等への「はさまれ・巻き込まれ」が 3 人ずつ発生している。また、林業での「飛来・落下」や「激突され」といった伐倒作業時にそれぞれ 1 人、熱中症と海上での船の衝突により、それぞれ 1 人ずつ発生した。



業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和4年速報値（令和5年1月末）死亡災害報告）単位：人

事故の型	墜落・転落	飛来・落下	激突され	はまれ・巻き込まれ	熱中症	交通事故（道路）	交通事故（その他）	合計
全産業	3	1	1	3	1	4	1	14
製造業			1			1		2
建設業	3			1	1	2	1	8
林業		1	1					2
商業						1		1
清掃・と畜業				1				1

このように、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害が多くを占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組む必要がある。

（2）死傷災害の発生状況と対策の方向性

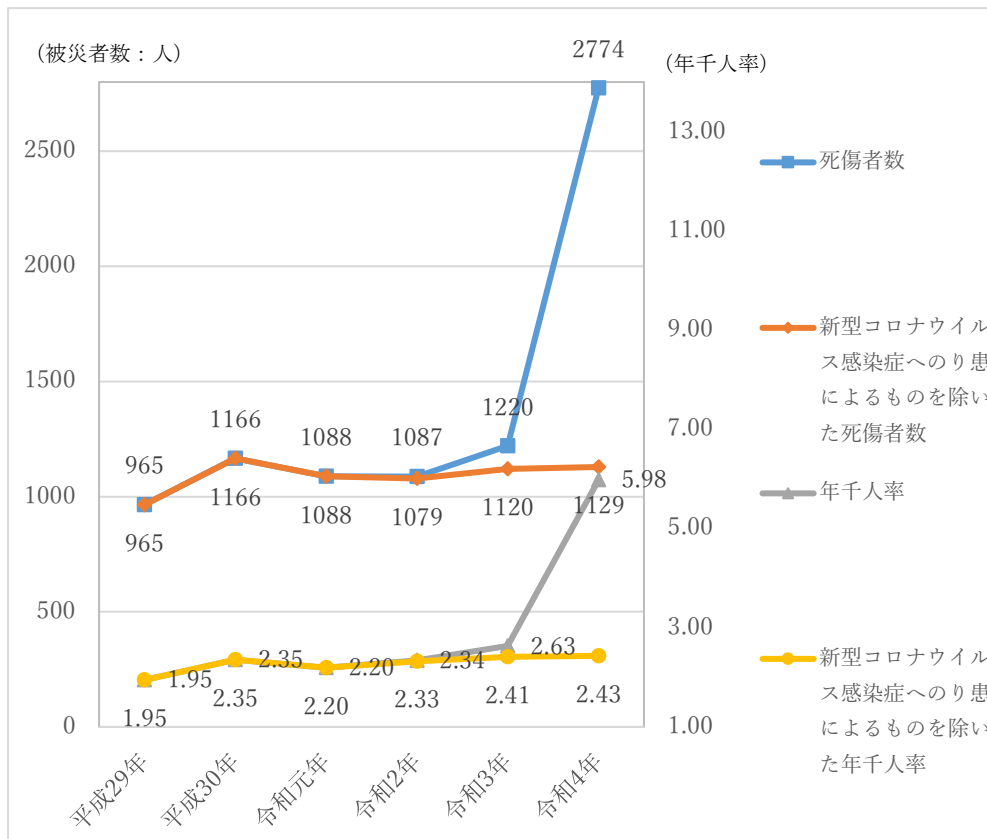
ア 死傷災害の発生状況

死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中増減を繰り返し、令和3年から増加している。令和2年及び3年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷災害件数、千人率ともに増加傾向にある。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」（32%）、「動作の反動・無理な動作」（10%）が死傷災害全体の約4割（42%）を占めている。業種別には、第三次産業が5割以上を占めているが、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」（51%）や「動作の反動・無理な動作」（15%）と労働者の作業行動に起因する死傷災害が6割以上を占めている。

更に、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

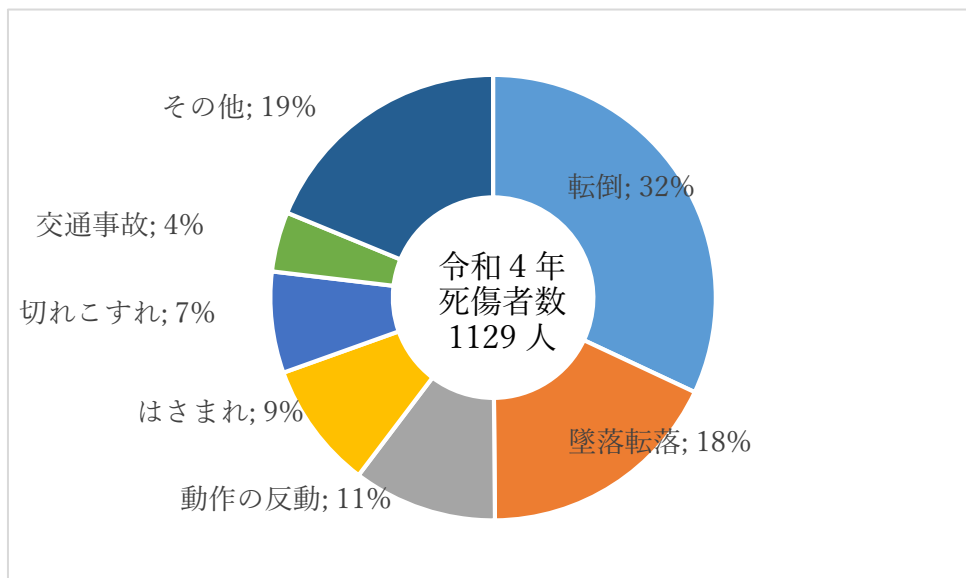
これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

死傷者数及び年千人率の推移（平成 29 年～令和 4 年）

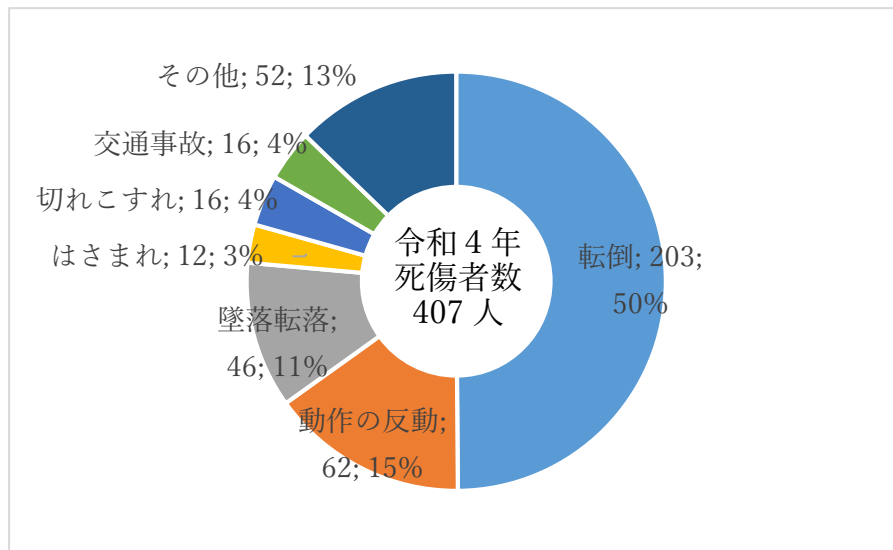


※令和 4 年分は速報値（令和 5 年 1 月末）

令和 4 年速報値（令和 5 年 1 月末） 全業種 労働災害発生状況（事故の型別）
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



令和4年速報値（令和5年1月末） 第三次産業労働災害発生状況（事故の型別）
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



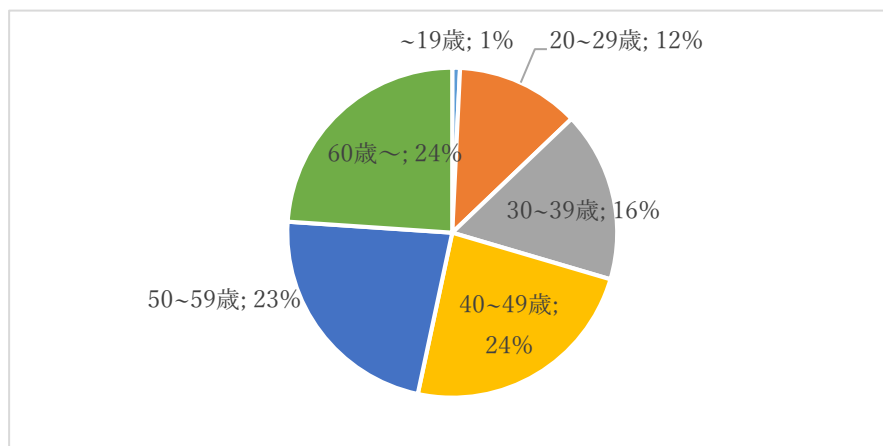
※第三次産業とは、商業・保健衛生業・接客娯楽業の合計値

イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

- ① 労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加していること。
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること。
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること。
- ④ その他、直近の労働災害の増加については、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等、様々な要因が考えられる。

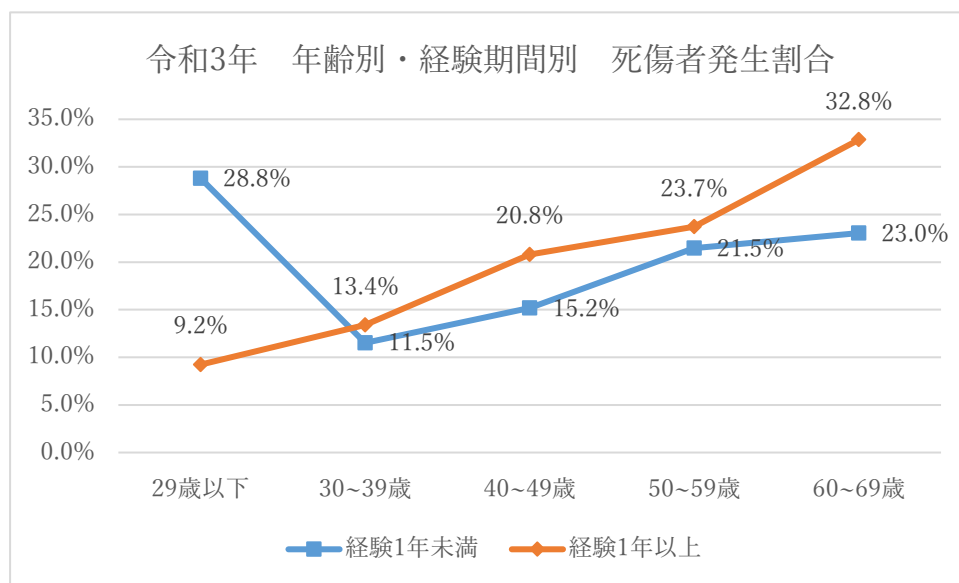
令和4年速報値（令和5年1月末） 年齢別労働災害発生状況（労働者死傷病報告）



上記の①に関しては、全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は増加しており、また高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生割合が高く、その結果、令和 4 年の 60 歳以上の高年齢労働者の休業 4 日以上死傷者数の全年齢に占める割合は約 4 分の 1 となっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方を追求し、取組を促進することが必要である。

上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。年齢別・経験期間別死傷者発生割合においても、経験年数 1 年未満の労働者においては、29 歳以下の若年労働者や、60 歳以上の高年齢労働者において発生割合が高くなっている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種の、経験 1 年未満の若年労働者や高年齢労働者に対して、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。



一方で、例えば厚生労働省が行った平成 30 年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない (29.0%)」「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている (28.7%)」となっている。

また、平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、卸業及び小売業の事業場において正社員以外（派遣労働者を除く。）の労働者を過去 1 年間における安全衛生活動に参加させた割合は 6 割 (59.0%) にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないこと他、「安全衛生活動を特に実施していない (17.5%)」、「勤

務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない（17.5%）」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため（16.7%）」となっている。

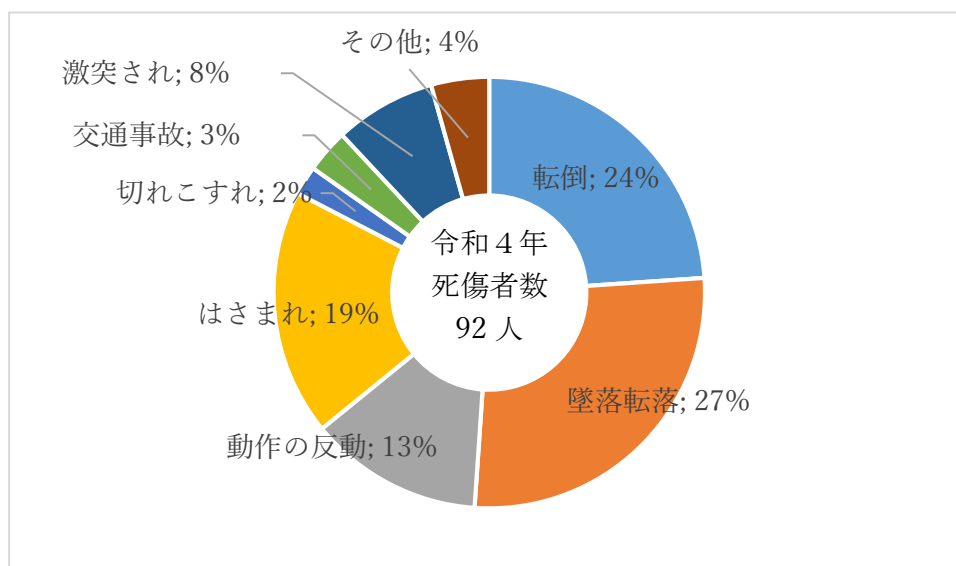
このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。更に、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要がある。更に、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方が重要である。

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、上記④に関して、特に物流に関しては、コロナ禍における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等の影響もあり、陸上貨物運送事業における労働災害が増加しており、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

令和4年速報値（令和5年1月末） 陸上貨物運送事業労働災害発生状況（事故の型別）
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



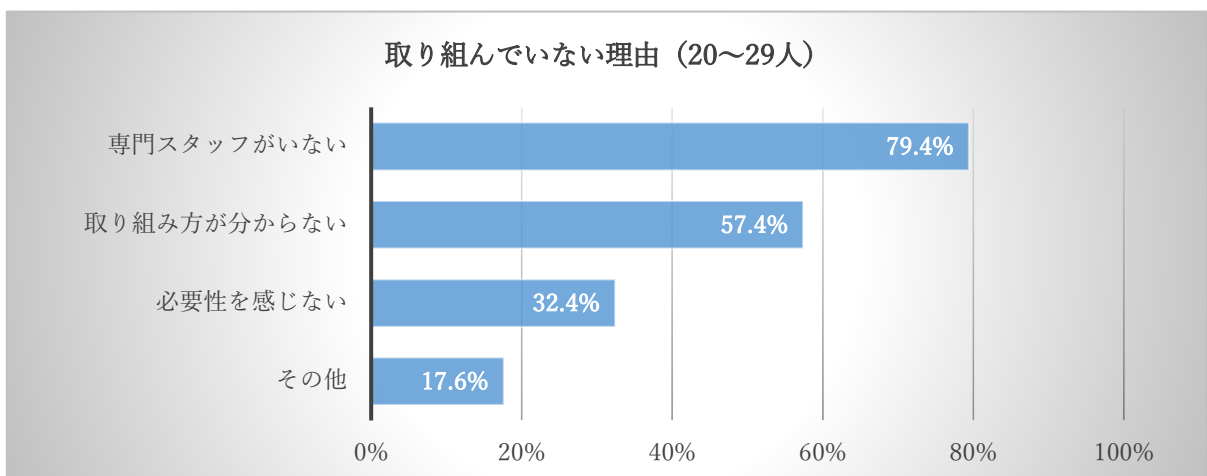
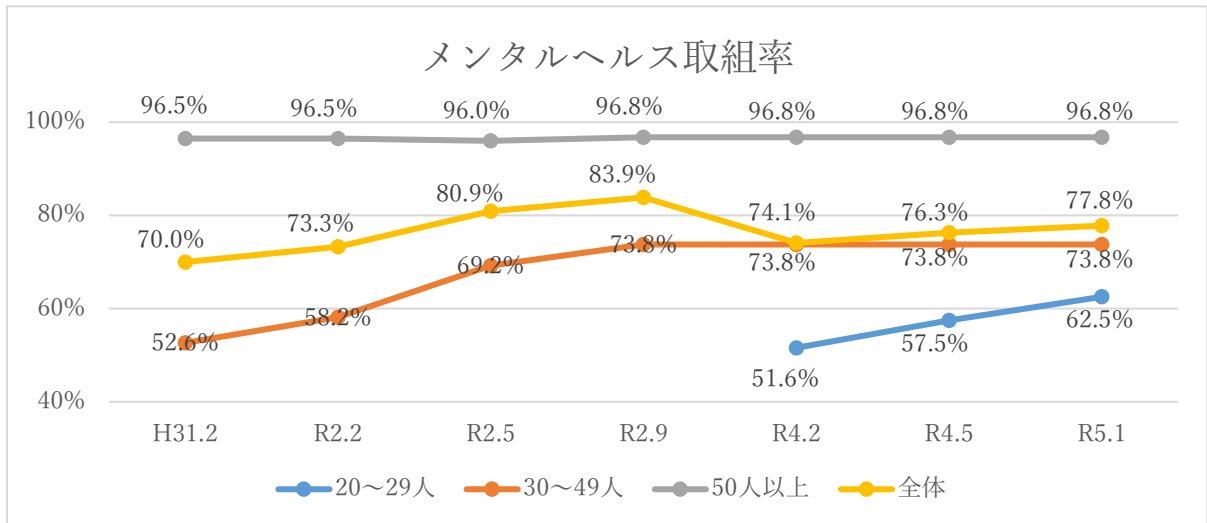
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

当局が実施しているメンタルヘルス対策に係る自主点検によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、労働者数 50 人以上の事業場で 96.8%である（令和 5 年 1 月末）。一方、労働者数 50 人未満の小規模事業場の取組率は、30～49 人で 73.8%、20～29 人で 62.5%となっており、特に労働者数 30 人未満の事業場（小規模事業場）において、メンタルヘルス対策への取組が低調である。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

労働者数 30 人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、当局が令和 4 年度に実施したメンタルヘルス対策に係る自主点検によれば、①専門スタッフがない（79.4%）、②取組方が分からない（57.4%）、③必要性を感じない（32.4%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。



イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に盛り込まれた対策をより一層推進する必要がある。

週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を減少させ、時間外・休日労働時間^{*}を削減する必要がある。

*休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間

また、年次有給休暇の取得率は、横ばいとなっている（令和 2 年：56.4% 令和 3 年：55.2%（秋田県就労条件総合調査））ことから、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

更に、労働者の健康保持や仕事と生活の調和を図るため、生活時間や睡眠時間の確保に有効な勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

更に、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

秋田県においては、労働力人口における通院者の割合が 3 割を超えている（平成 31 年：34.7%（国民生活基礎調査））一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は当局が労働者 50 人以上の事業場に対して令和 4 年度に実施した両立支援に関する実態調査（アンケート）によれば 72.7%（令和 5 年 1 月

未)であり、十分とは言えない状況であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さくなるものと思われる。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間約5件発生しており、減少がみられない。業種別では、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い。また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の8割を占めている。一方で、事業場の化学物質対策の取組状況について、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントを実施している割合が、厚生労働省が行った全国的な調査によれば令和3年において、それぞれ69.9%、77.9%、66.2%となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令が今後施行を迎えるが、その定着が必要となっている。

2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。また、熱中症により、全国では毎年20人以上の労働者が死亡し、令和4年には秋田県でも1人が死亡している。更に、騒音性難聴の労災認定件数は、長期的に減少しているものの、令和4年は1件あり依然としてなくなっていない。これら職業性疾病の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価
- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民間の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、国が安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。また、新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

また、大学等の労働者の安全衛生管理の一環として、学生に対しても安全衛生教育を促進し、労働安全衛生に対する知識や理解力を持たせることで、卒業生は、事業場における自発的な安全衛生対策の推進に貢献することが期待される。

加えて、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・検証結果に基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・デジタル技術の活用による業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（2（5）参照）。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者や求職者などが周知先となるよう、その周知方法についても工夫する。
- ・厚生労働省において、関係省庁と連携し、内閣官房が取りまとめた「人的資本可視化指針」の周知等を図り、「労働災害の発生件数・割合、死亡数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等の説明」等といった健康・安全に関連する事項の開示を進める事業者に対する支援内容の周知を図る。
- ・厚生労働省において、業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生対策に取り組むことの必要性の理解とその実現のための具体的な留意事項についての効果的な周知方法を研究し、その成果を踏まえ、当該留意事項に係る内容の周知を図る。

- ・厚生労働省において、中小事業者の安全衛生対策に取り組む意欲を喚起する一助として、安全衛生対策に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットや安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失について、研究を進め、その成果を広く周知する。この際、できるだけ中小事業者の身近な例を研究対象とし、より納得しやすい事例について周知を図る。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・国立大学協会等と連携し、大学の労働者への安全衛生管理の一環として実施する学生への安全衛生教育の促進を図る。
- ・秋田県内の労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。その際、労働災害防止団体は、安全管理士などを活用した助言・指導等を全国の事業者が等しく受けられるようにするほか、支援の受け手となる中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努めることとする。
- ・引き続き秋田県内の労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。
- ・労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図るため、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会秋田県支部と連携し、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタントの育成を図る。あわせて、中小企業診断士等と連携し、事業場の多様なニーズに応じたワンストップの支援を行うことができるよう、専門家間の連携についても検討する。
- ・厚生労働省が行う産業医科大学等と連携した産業保健分野の人材育成の推進、関連情報の収集及び情報発信について周知を行う。
- ・厚生労働省において、グローバル社会に応じた安全衛生対策への取組促進や支援を行えるよう、中央労働災害防止協会等と連携し、諸外国の最新の知見や動向を把握するとともに、安全衛生分野の国際貢献も推進する。

イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や記載内容の充実等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省において、一部の労働災害事例のみならず、労働者死傷病報告を詳細に分析し、災害原因等の要因解析をより深化させるため、労働安全衛生総合研究所等の体制整備を検討する。

- ・厚生労働省において、労働災害統計の基盤となる労働者死傷病報告について、デジタル技術の活用により、労働災害が発生した状況、要因等の把握が容易となるよう見直す。具体的には、統計処理等の効率化のため「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から直接、電子申請が可能となるよう必要なシステム改修を行う。これにより、報告は原則として電子申請とすることとし、報告者の負担軽減や報告内容の適正化、統計処理の効率化等をより一層推進する。
- ・厚生労働省において、安全衛生対策の取組について科学的根拠に基づきその有用性を証明し、事業者の納得性を高めることが重要であり、これらに資するよう独立行政法人労働者健康安全機構と連携し、災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信を強化する。

ウ 労働安全衛生における DX の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・デジタル技術や、AI やウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省において、効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全化の推進への有効度についてエビデンスの収集・検討を行う。また、これらの推進に当たってハードルとなる規制等については、必要に応じ見直す。
- ・労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用を支援する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。

- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号。以下「職場における腰痛予防対策指針」という。）を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・事業者が安全衛生に取り組まないことにより生じ得る損失等の他、事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）などについて研究を進め、その成果を広く周知する。
- ・厚生労働省において、「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援を図る。
- ・厚生労働省が行う転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進について周知する。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・厚生労働省が行う、理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに、筋力等を維持し転倒を予防するため、「Sport in Life プロジェクト」（スポーツ庁）と連携してスポーツの推進内容の周知を図る。
- ・骨密度・「ロコモ度」・視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。
- ・厚生労働省が行う第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の作成・周知を行うとともに、アプリ、動画等を活用した効率的・効果的な安全衛生教育ツールの開発・普及内容について周知を行う。
- ・厚生労働省において、労働安全衛生総合研究所や研究者との連携の下、労働者死傷病報告データの分析や転倒・腰痛災害防止のための調査・研究体制を確保し、多角的に研究を推進する。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。
- ・労働者 10 人以上の小売業及び社会福祉施設に対して、転倒・腰痛防止に係る年間計画を作成させる。また、当該計画において、事業場で取り組んでいる事例を収集し、+Safe 協議会等を活用して周知を図る。
- ・上記以外の業種においても、転倒災害防止対策を進める。
- ・転倒災害防止プロジェクトチーム会議を実施、転倒防止対策に係るポスター等を作成し、あらゆる機会に周知を図る。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、健康保険協会、健康保険組合等の保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

イ アの達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省が作成する「エイジフレンドリーガイドライン」のエッセンス版の周知を行う。
- ・労働者 50 人以上の事業場に対し、エイジフレンドリー対策に関する自主点検を実施する。
- ・厚生労働省が行う「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組内容の周知を図る。
- ・労働安全衛生法に基づいて事業者が実施する健康診断情報を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、厚生労働省が行う健康診断情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用の支援内容について周知する。

(4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和 3 年 3 月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和 4 年 7 月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインを引き続き周知する。
- ・副業・兼業を行う労働者が、自身の健康管理を適切に行えるツール（労働時間、健康診断結果、ストレスチェック結果を管理するアプリ）の活用促進を図る。

- ・厚生労働省において、労働災害等で脊髄に損傷を負った労働者に対する最新の治療の研究等を推進するとともに、障害を有する労働者の職場復帰等の支援に向けた研究内容の周知を図る。また、障がいのある労働者の就業上の配慮の必要性について引き続き周知する。
- ・厚生労働省が行う技能実習生を始めとした外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示について周知を図る。

(5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

イ アの達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和 4 年 4 月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、厚生労働省が開催している「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等について検討することとされていることから、その検討結果を踏まえて周知等を行う。

(6) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

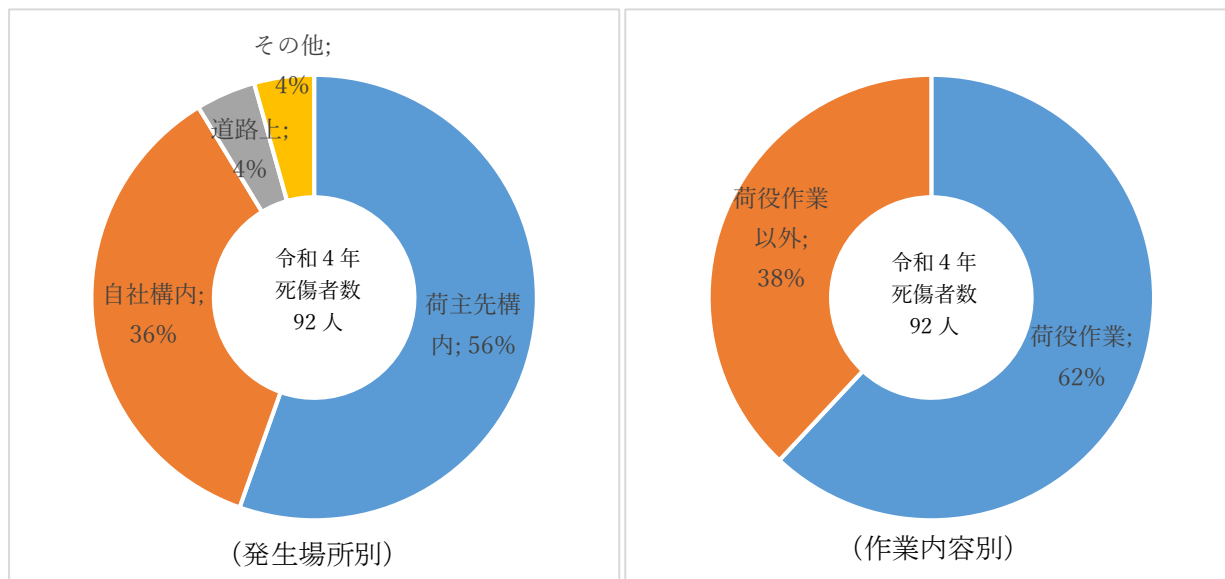
(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における死傷災害の6割以上が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、厚生労働省が行う、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法の検討結果を周知する。
- ・効果的な腰痛の予防対策を行うために、厚生労働省において、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を選定する。あわせて、事業者等の協力を得つつ実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及を図る。

令和4年速報値（令和5年1月末） 陸上貨物運送事業 労働災害発生状況
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



イ 建設業対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確実な使用、はしご・

脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。

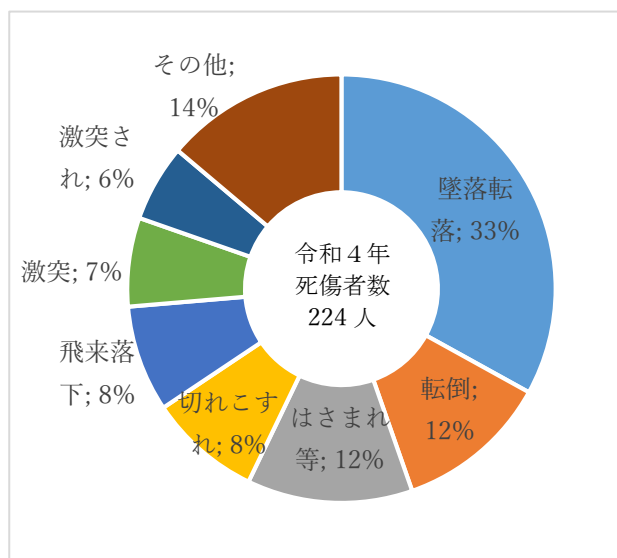
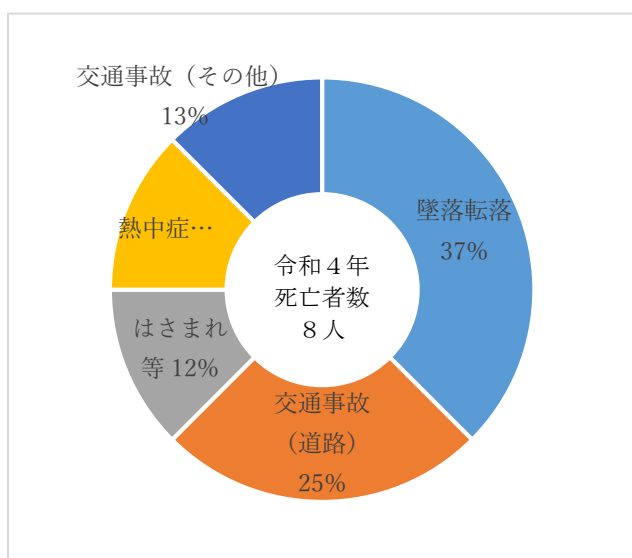
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発0420第3号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・建設業における死亡災害の約4割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和4年10月28日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- ・地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づき、管内における国土交通省の出先機関や秋田県及び県内市町村と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。
- ・建設業に対して熱中症災害防止のために暑さ指数の把握を含めた熱中症対策の取組をしている割合を調査するための自主点検を実施する。
- ・石綿障害予防規則に関する説明会を開催する。

令和4年速報値（令和5年1月末） 建設業労働災害発生状況（事故の型別）

（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



ウ 製造業対策

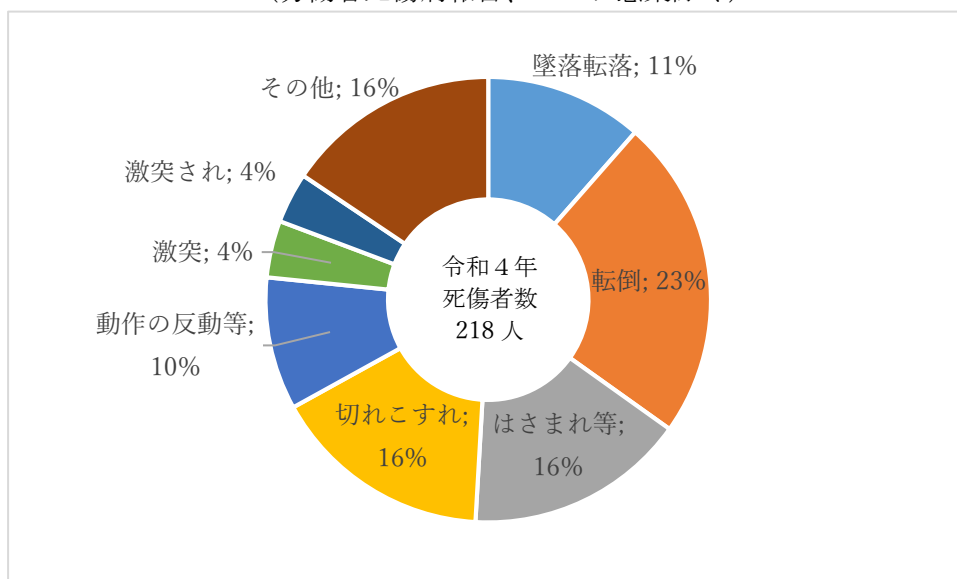
(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省において、製造業で使用される機械等について、国際整合化などの技術の進展に対応した安全基準（ボイラー構造規格等）の見直しを行い、その内容の周知を図る。
- ・厚生労働省が行う作業手順の理解や危険への感受性を高めるためのVR（バーチャル・リアリティ）の活用について、より安全に資するものとなるよう所要の要件を検討した内容の周知を図る。
- ・機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。

令和 4 年速報値（令和 5 年 1 月末） 製造業労働災害発生状況（事故の型別）
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



エ 林業対策

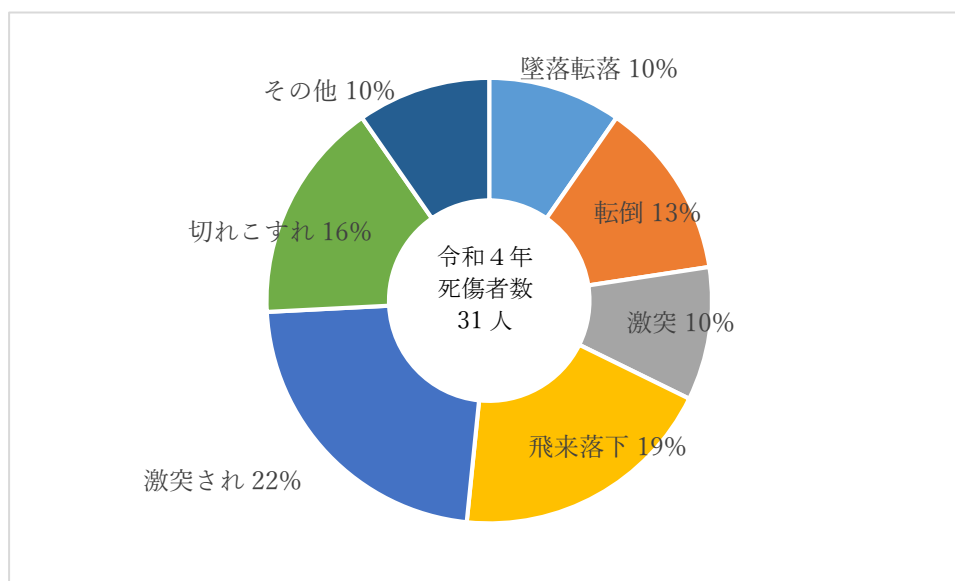
(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・森林管理署や秋田県、林災防秋田県支部等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

令和4年速報値（令和5年1月末） 林業労働災害発生状況（事故の型別）
（労働者死傷病報告、コロナ感染除く）



(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・秋田産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みが整備されたものを周知する。
- ・労働者20人以上の事業場に対してメンタルヘルス対策に関する自主点検を実施する。
- ・ストレスチェックの実施や集団分析を促進するため、ストレスチェックの受検、集団分析等ができるプログラムを事業者提供するとともに、その活用に向けて周知を図る。
- ・集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を検討し、取り組む。
- ・労働者40～49人の小規模事業場におけるストレスチェック実施の状況を確認するための自主点検を実施する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等）を見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。
- ・労働者50人以上の事業場で働く労働者に対して、自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるかについての実態調査を行う。

イ 過重労働対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。

- ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく長時間労働の削減のための取組を基本として、次の取組を進める。

- ① 長時間労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和 6 年 4 月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。特に、全国的には、運輸業・郵便業においては全業種の中で最も脳・心臓疾患による労災支給決定件数が多いことから「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和元年労働省告示第 7 号）」の周知、指導等に取り組む。また、医師については「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和 4 年厚生労働省告示第 7 号）に基づき、引き続き労働時間の短縮に向けた取組を進める。

- ② 事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ③ 労働者 50 人以上の事業場に対して週 40 時間以上である雇用者のうち、週 60 時間以上の雇用者の割合を調べるための実態調査を実施する。
- ④ 10 月の「年次有給休暇取得促進月間」や年次有給休暇の取得しやすい時季に周知広報を行う。
- ⑤ 勤務間インターバル制度の導入マニュアルや「働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）」を活用して、長時間労働が懸念される企業への導入促進を図る。
- ⑥ 労働者 50 人以上の事業場に対して年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度の導入状況の把握のための実態調査を実施する。
- ⑦ 勤務間インターバル制度の導入の働きかけを説明会や自主点検、SNS 等あらゆる機会を捉えて行う。

- ・厚生労働省が行う「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」（過労死等防止調査研究センター実施）における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の作成物を周知する。

ウ 産業保健活動の推進

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・産業現場のニーズの変化を踏まえつつ、より効果的に産業保健活動が推進されるよう、「産業保健のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、産業保健に関わる者の役割分担や連携のあり方、保険者等との連携のあり方、小規模事業場における産業保健活動のあり方等について検討する。
- ・健康経営の視点を含めた産業保健活動に取り組む意義やメリットを見える化し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。
- ・事業場や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、より効果的な配置について検討し、その更なる活用を図る。
- ・労働者 50 人以上の事業場に対して治療と仕事の両立支援に関する実態調査を実施する。
- ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、中小事業場を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合における国による支援の仕組みが整備されたものを周知する。

(8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
- ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示、SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省が行う化学物質管理者講習（法定及び法定外）のテキスト等の教材作成等による化学物質管理者等の育成支援を周知する。
- ・厚生労働省が行うリスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成支援を周知する。
- ・厚生労働省が行う業種別の特徴を捉えた中小事業者向けの化学物質管理に係る相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会の提供を周知する。
- ・秋田県の化学物質管理専門家リスト等の作成による事業者における専門家へのアクセスの円滑化を図る。
- ・厚生労働省が行う労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修及び周知等の事業場における化学物質管理の支援を周知する。
- ・製造業に対して化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催し、管理状況について自主点検を実施する。また、化学物質を販売する事業者を把握し、化学物質等による健康障害防止対策についての説明会を開催する。【再掲】

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じ

ん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・厚生労働省が行う石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトによる情報発信を周知する。
- ・厚生労働省が作成等する工作物石綿含有建材調査者講習標準テキストを周知する。
- ・石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）や厚生労働省が作成する最新の分析方法などの知識を提供するための啓発用動画を周知して、講習会を実施する。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供するために講習機関に講習の実施を働きかける。
- ・厚生労働省が改訂する建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等を周知する。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務にかかる周知等を図る。
- ・第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行うシステムを周知して、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。

- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格（J I S）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・建設業に対して熱中症災害防止のために暑さ指数の把握を含めた熱中症予防対策の取組をしている割合を調査するための自主点検を実施する。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業（以下「廃炉作業」という。）や帰還困難区域等で行われる除染等における作業に従事する労働者に対する安全衛生管理、被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理等を徹底する。
- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康の保持増進のための指針公示第 6 号）に基づく健康管理を実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ) (ア) の達成に向けて国・労働局が取り組むこと

- ・廃炉作業における健康相談窓口の設置、作業指揮者等に対する研修の支援を継続する等、事業者の取組を支援することを周知する。
- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、健康相談の実施等の健康管理対策を着実に実施する。
- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入の支援を周知する。